

SOFTIC シンポジウム 2001
東京、2001 年 11 月 20、21 日

デジタル情報の法的保護および利用
欧州での最近の展開

P. Bernt Hugenholtz 教授
情報法研究所
アムステルダム大学
hugenholtz@jur.uva.nl

最近、デジタル知的財産権の分野で、多くの注目すべき法律上の展開が起こった。この論文はそのうちの 2 つのみに焦点を当てる。情報社会における著作権と著作隣接権に関する新しい欧州指令（「著作権指令」）に定められている一時的複製に関する権利、および、データベース指令の結果として EU 加盟国の法律に組み入れられる新しいデータベース権である。

1. 一時的複製に関する権利¹

2001 年 5 月 22 日に採択された欧州著作権指令により²、欧州連合における著作権および隣接著作権に関する法律は、1996 年ジュネーブで締結された WIPO 「インターネット協定」に合致するものになった。加盟国は 2002 年 12 月 22 日までに同指令の規定に従わなければならない。ジュネーブでは複製権の定義についてコンセンサスは得られなかったが、同指令は、一時的複製の行為を含めるように複製権を調和化した。

同様の権利は最初、コンピューター・プログラムに関して欧州で認められた。コンピューター・プログラム指令第 4 条 (a) によれば複製権とは、

「コンピューター・プログラムの全体または一部の、手段および形式を問わない恒久的または一時的な複製。コンピューター・プログラムのロード、表示、実行、送信または記憶がかかる複製を必要とする限りにおいて、かかる行為は権利保有者の承認に服するものとする。」³

データベースに関しては、幅広く表現された複製権が欧州データベース指令の第 5 条 (a) および第 7 条 (2)(a) にも記されている。

¹ P. Bernt Hugenholtz, 'Copyright Aspects of Caching', DIPPER (Digital Intellectual Property Practice Economic Report) Legal Report, 30 September 1999 参照。短縮版は、European Intellectual Property Review 2000-10, p. 482-493。

² Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the Information Society, OJ L 167/10 of 22 June 2001。

³ Cf. ドイツ連邦最高裁判所、1994 年 1 月 20 日の決定 ('Holzhandelsprogramm')、[1994] *Computer und Recht* 275。裁判所は、コンピューター・プログラムを実行する行為がソフトウェア指令の下で制限されるか否かの問題について決定をしなかった。

国内レベルでの一時的複製の著作権上の位置は、著作権指令が実施されていなければ概して明確ではない。複製権の「標準的」解釈によれば、技術的意味でのすべての（付随的）コピーが法的意味での複製となるわけではない⁴。重要な例外は英国である。著作権意匠特許法（CDPA）第 17 条 (6) は明確に次のように記している。

「作品の何らかの描写に係る複製には、経過的なコピー、およびその作品の他の利用に付随するコピーの作成が含まれる。」

欧州著作権指令第 2 条は次のように定める。

「加盟国は、全体または一部の、手段および形式を問わない、直接的または間接的な、一時的または恒久的な複製を許可または禁じる排他的権利を定めるものとする [. . .]」

説明覚書は次のように説明する。

「（一時的または恒久的）という二次的要素は、ネットワーク環境では、この規定の意味内ですべて複製行為となる、非常に異なるタイプの複製が生じるかもしれないという事実の明確化を意図している。複製の結果は書籍のような有形の恒久的コピーかもしれないが、コンピューターのワーキング・メモリー内の作品の、目には見えない一時的コピーかもしれない。一時的コピーも恒久的コピーも、この複製行為の定義によって対象となる。」⁵

第 2 条の複製権の幅広い定義は、第 5 条 (1) の強制的限定によってバランスを取られる。

「第 2 条で言及された一時的行為は、経過的または付随的であり、技術プロセスの不可欠かつ本質的な部分であり、その唯一の目的が作品または作成される他の対象の

- (a) ネットワークでの仲介者による第三者間の送信、または
- (b) 合法的な使用

を可能にすることであり、独立の経済上の意味をもたないならば、第 2 条で定められる複製権を免除されるものとする。」

説明覚書によれば、

「第 5 条 (1) の目的は、複製権の範囲から、技術によって強制される、それ自体では別個の経済的意味をもたないある種の複製行為を除外することである。[. . .] しばしば多国間的性質を

⁴ Legal Advisory Board, 'Reply to the Green Paper on Copyright in the Information Society', Brussels 1995, <http://www2.echo.lu/legal/en/labhome>.

⁵ Proposal for a European Parliament and Council Directive on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the Information Society, Brussels, 10 December 1997, COM (97)62, Explanatory Memorandum, p. 30.

もつ保護対象物の大部分の利用行為において、作品の最終的使用にとって付随的なかかる短期間の複製が行われるので、共同体レベルでのかかる強制的例外は非常に重要である。」⁶

第5条(1)は、第2条の幅広い複製権は「プロキシー・キャッシング」や「システム・キャッシング」などの通常の行為をもはや認めないだろうという、主として業界の、特に電気通信およびエレクトロニクス部門の懸念に動機付けられている。消費者グループ、図書館および「言論の自由」推進者も、「ブラウジング」がもはや認められないだろうという同様の懸念を表明していた。第5条(1)の表現に曖昧さがまったくないわけではないが、かかる行為は実際に免責されると思われる。これは指令序文第33段落によって確認される。

「[・・・][第5条(1)に記されている]これらの条件の下では、この例外はキャッシングやブラウジングの行為も含まれる。」

2. データベース権

欧州データベース指令は1996年3月11日に採択された⁷。同指令は、電子のおよび非電子的なデータベースの、独特の二層の保護方式を定めた。加盟国はデータベースを、知的創作物として著作権によって、またデータベースのコンテンツの無断での抜粋および再利用を阻むための「データベース権」という独自の権利を導入することによって、保護しなければならない。同指令の実施期限は1998年1月1日に満了した⁸。大部分の加盟国は1998年から2000年の間に実施を完了した。

同指令の実施以来、大部分はドイツとオランダの裁判所における、この新しい権利を扱った30ほどの判決が報告されている⁹。当然のことながら裁判所は、「データベース」という概念、要求される投資の「実質性」、「抜粋」および「再利用」という概念など、さまざまな主要概念の適用について苦勞している。下記の欧州での判例が示すように、これらの概念の多くは、より高レベルの裁判所、最終的には欧州司法裁判所による、さらなる解釈および精密化が必要である。

Berlin Online 訴訟 - ベルリン裁判所(ドイツ)1998年10月8日¹⁰

新聞広告を含むオンライン・データベースが、「メタ・サーチ・エンジン」によって系統的に検索された。裁判所は、デジタル形式への変換、そして広告の選択、更新および確認が実質的投

⁶ Explanatory Memorandum, p. 35.

⁷ Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases, Official Journal No. L 77 of 27 March 1996, p. 20.

⁸ P.B. Hugenholtz, 'Implementing the Database Directive', in: Jan J.C. Kabel and Gerard J.H.M. Mom (eds.), Intellectual Property and Information Law - Essays in Honour of Herman Cohen Jehoram, The Hague, p. 183 参照。

⁹ 欧州データベース法の判例に関するより詳しい解説は、P. Bernt Hugenholtz, 'The new database right: early case law from Europe'. Fordham University School of Law Ninth Annual Conference on International IP Law & Policy, New York, 19-20 April 2001 に提出された論文。 <http://www.ivir.nl/staff/hugenholtz.html>.

¹⁰ *Berlin Online*, Landgericht Berlin 8 October 1998, [1999] Computer und Recht 388, critical comment J. Obermuller at 594.

資になると裁定し、データベース権を適用した。サーチ・エンジンの使用は、データベース権者の適法な権益を不当に害する、データベースの非実質的部分の繰り返しの系統的な抜粋に相当すると判断された。サーチ・エンジンが Berlin Online のサイト上の広告を系統的に回避したので、このウェブ・サイトの所有者は損害を受けたとみなされた。

*Tele-Info-CD 訴訟*¹¹ - 連邦最高裁判所（ドイツ）1999年5月6日¹¹

欧州の最高レベルの国内裁判所で決定された最初のデータベース権に関する *Tele-Info-CD* 判決は、電話帳の海賊版に関する訴訟であった。被告はドイツ・テレコムが電話帳から電話加入者のデータをスキャンし、CD-ROM でそのデータを出版した。連邦最高裁は、電話帳は著作権対象物ではないと裁定した。しかし電話帳はその製作に実質的な投資が関わっているため、電子的なものも非電子的なものも、保護されるデータベースとなる。

*MIDI-Files 訴訟*¹² - ミュンヘン裁判所（ドイツ）2000年3月30日¹²

この訴訟は、侵害となる MIDI（音楽）ファイルをオンラインで提供したインターネット・サービス提供者の責任に関するものであった。ミュンヘン裁判所は、MIDI ファイルを構成する個々の音楽データは「独立した」データではないと判断した。したがって、MIDI ファイルはドイツ著作権法の意味での「データベース」ではない。

*Algemeen Dagblad a.o. v. Eureka 訴訟*¹³ - ロッテルダム地方裁判所（オランダ）2000年8月22日¹³

Kranten.com は、オンラインでポストされている新聞記事への自動的なハイパーリンクを提供した。裁判所はデータベースとしての保護を否認した。原告である新聞社グループは、基礎となるそのウェブ・ページへのリンク（いわゆる「ディープ」リンク）が広告収入の損失をもたらしたことを証明できなかった。

*NOS v. De Telegraaf 訴訟*¹⁴ - ハーグ上訴裁判所（オランダ）2000年1月30日¹⁴

De Telegraaf はその週刊のテレビ・ガイド上で出版するために、テレビ番組表をコピーした。裁判所は、番組表は公共放送事業者としての NOS の中心的活動の単なる副産物であり、したがって「実質的」投資とはならないとの被告の主張を受け入れた。

¹¹ *Tele-Info-CD*, Bundesgerichtshof (連邦最高裁) 6 May 1999, [1999] *Multimedia und Recht* 470, note J. Gaster at 543; [1999] *Computer und Recht* 496. 同じ日に3つの同様の判決が連邦最高裁で下された。

¹² *MIDI-Files*, Landgericht München I 30 March 2000, [2000] *Computer und Recht* 389, note M. Lehmann at 392.

¹³ *Kranten.com*, President District Court of Rotterdam, 22 August 2000, *Mediaforum* 2000, p. 344. 英語版、<http://www.ivir.nl/rechtspraak/kranten.com-english.html>.

¹⁴ *NOS v. De Telegraaf*, Court of Appeals of The Hague 30 January 2001, [2001] *Mediaforum* 90.

British Horseracing Board v. William Hill 訴訟 - 高等法院（英国）2000年2月9日¹⁵

オンライン・ブックメーカーである William Hill は、競馬とドッグ・レースの管理組織（BHB）がコンパイルしたレース情報を、自身のウェブ・サイトのために利用した。裁判所は、BHB データベースはデータベース権によって保護されていると裁定した。BHB はそのデータベースの管理と維持に実質的な投資をしたと認定された。William Hill はそのデータベースの実質的部分を、レースの時刻や場所などの中心的な情報を繰り返し系統的に抜粋することでコピーした。裁判所は、絶えざる更新を必要とする、いわゆる「動的」データベースもデータベース権によって保護されると指摘した。

Stepstone 訴訟 - ケルン裁判所（ドイツ）2001年2月28日¹⁶

オンライン・リクルート会社である Stepstone は、そのウェブ・サイト上で職を提供した。その競争相手である Ofir は、Stepstone のホームページを回避し、そのサイト上で提供されている職への直接的なハイパーリンク（「ディープ・リンク」）を用意した。裁判所は、Ofir のハイパーリンクは Stepstone のデータベースの非実質的部分の系統的で繰り返しの再利用に相当し、ホームページが回避されたので損害をもたらしたと判断した。

¹⁵ *Horseracing Board Ltd. v. William Hill Organization Ltd.*, High Ct. of Justice, Ch. Div., 9 February 2001, Case No. HC 2000 1335、http://www.courtservice.gov.uk/judgments/judg_home.htm。

¹⁶ *Stepstone*, Court of Cologne 28 February 2001、<http://www.jura.uni-tuebingen.de/~s-bes1/lcp.html>。